

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成27年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成27年2月12日

分任支出負担行為担当官

関東地方整備局

北首都国道事務所長 石川 雄一

### 1 調 達 内 容

#### (1) 業 務 件 名

H27北首都自動車修繕単価契約

#### (2) 調 達 案 件 の 仕 様 等

入札説明書による

#### (3) 履 行 期 間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

(4) 引渡場所

北首都国道事務所他 4 箇所

(5) 入札方法

入札は、自動車修繕に伴う工賃として「一般自動車一工数の時間当たり料金」、「車検代行料」及び「一般自動車部品価格の値引率」を入札書に各々記載することとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（ただし、「一般自動車部品価格の値引率」を除く。）

原則として、当該入札の執行において入札

執行回数は2回を限度とするが、再入札の場合において「一般自動車部品価格の値引率」については、当初の値引率を下回る数値としないこととする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格  
(全省庁統一資格) 「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づき(2)の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を

除く。)でないこと。

- (4) 証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本業務に事業協同組合として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。
- (7) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。
- (8) 次に掲げる①～③のすべての条件を有すること。
  - ① 平成12年4月1日以降に元請けとして履行した(平成26年度完了見込みを含む)自動車修繕業務の業務実績を1件有すること。
  - ② 関東地方整備局管内に本社又は支店・営業所を有しており、北首都国道事務所を中心として半径30km以内に整備工場があること。

- ③ 自動車分解整備事業の認証工場又は指定工場であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び

問い合わせ先

〒340-0044

埼玉県草加市花栗3-24-15

関東地方整備局北首都国道事務所経理課契約  
係

電話048-942-4042 内線224

- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

① 上記(1)の問い合わせ先で交付する。

② 希望者には、郵送(着払い)による交付も行うので、上記(1)の問い合わせ先に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

- (3) 証明書等の提出期限

平成27年3月2日 13時00分

- (4) 入札書の提出期限

平成 27 年 3 月 19 日 16 時 00 分

(5) 開札の日時及び場所

平成 27 年 3 月 20 日 11 時 00 分

関東地方整備局北首都国道事務所入札室

(6) 契約締結日及び履行期間は平成 27 年 4 月 1 日からとする。ただし、4 月 1 日までに平成 27 年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は 4 月 2 日以降、予算が成立した日とする。

(7) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金  
免除。

(3) 入札者に要求される事項

参加を希望する者は、必要な証明書等を上記  
3(3)の提出期限までに、上記3(1)に示す場所に  
持参により提出しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札  
及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要。

(6) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、「一般自動車一工数の  
時間当たり料金」、「車検代行料」については、  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって、  
「一般自動車部品価格の値引率」については予  
定価格の制限の範囲内で最高率をもって有効な  
入札を行った者を落札者とする。

なお、前記で決定できない場合は次式により  
計算し、予定価格の制限の範囲内でかつ「R」の最  
低価格を落札者とする。

$$R = (X1 \times \text{入札一般自動車一工数当たり料金}) \times \\ \{1 + 0.5 \times (1 - \text{入札一般自動車部品価格の値引})\}$$

率 ) } + ( N × 車 検 代 行 料 )

こ こ で , R : 最 低 者 決 定 の た め の 金 額

X1 : 契 約 期 間 中 に 計 画 さ れ て い る 一

般 自 動 車 の 総 整 備 工 数

N : 契 約 期 間 中 に 計 画 さ れ て い る 車

検 回 数

(7) 手 続 き に お け る 交 渉 の 有 無

無 。

(8) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。